

議案第 4 7 号

墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、墨田
区横川コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区横川コ ミュニティ会館	東京都港区芝四丁目 1 3 番 3 号 P MO 田町東 1 0 F ソシオーク・テルウェル・東武 ビルマネジメント共同企業体 代表者 株式会社明日葉 代表取締役 大隈 太嘉志	令和 7 年 4 月 1 日から令 和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者を指定する必要がある。